

(案)

北九州市特別支援教育の充実に向けて

(提言)

平成 年 月 日

子どもの未来をひらく教育改革会議

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| 提言にあたって | 1 |
| 1 .特別支援教育の現状と課題 | 2 |
| 2 .北九州市の特別支援教育の目指すべき方向性 | 3 |
| 3 .(仮称)北九州市特別支援教育推進プランに向けた提言 | 5 |
| (1) 学校に視点をあてた提言 | |
| (2) 家庭に視点をあてた提言 | |
| (3) 地域に視点をあてた提言 | |

提言にあたって

我々「子どもの未来をひらく教育改革会議」は、すべての子どもたちの健やかな発達、成長、保障を実現するために、特別支援教育は、障害児を包容する教育（インクルーシブな教育）を目指すべきであると考えます。

その移行段階として、特別支援教育の充実を図ることを期待する。

我々は、国連の「障害者に関する権利条約」に基づき、障害者の権利保障と同時に教育制度、そして社会全体の見直しも視野に入れた取組が必要と考えます。

そのために、健常者の理解啓発も重視し、障害の有無にかかわらずそれらの人々の個性として互いに尊重し合う社会性豊かな人間の育成を目指すべきである。子どもの周囲の人々への働きかけを含めて、一人一人の子どものそれぞれの育ちをはぐくむことのできる社会を構築していくことが重要である。

特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細やかな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである。

今回、北九州市の特別支援教育が目指すべき方向性を示すとともに、直ちに取り組むべき施策を提言する。この提言が、「(仮称)北九州市特別支援教育推進プラン」に反映されることを期待するものである。

平成 年 月 日

子どもの未来をひらく教育改革会議

1. 特別支援教育の現状と課題

近年、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等のある児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学希望者の増加、卒業後の進路の多様化などが進んでいる。

こうした動向を受け、平成19年4月に改正学校教育法等が施行され、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校制度が創設されるとともに、小・中学校においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。このことに伴い北九州市において、障害のある児童生徒への適切な支援体制の整備など、早急な対応が求められている。

また、国際的な動向として、一昨年、国連で「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国も昨年9月に署名を行ったところである。

北九州市における特別支援教育の現状は、平成19年度、特別支援学校9校、特別支援学級103学級（67校）、通級指導教室19教室（13校）が設置されており、約1,600名の児童生徒が指導や支援を受けている。

このような中、北九州市教育委員会は平成20年度から平成22年度までの（仮称）北九州市特別支援教育推進プラン（以下「推進プラン」という）の策定を進めており、これにあたっての課題として次のような問題提起が改革会議へなされた。

「教員の専門性の向上と関係者への理解啓発」の観点から、教員の専門性を高める研修の工夫、学校の専門性を高める人材確保のあり方

「特別支援教育の場や教育環境の整備」の観点から、ボランティア等の効果的な活用のあり方

「一人一人のニーズに応える教育の推進」の観点から、関係機関との効果的な連携や情報等の引継ぎなど、一貫した支援のあり方

「特別支援教育推進に向けた全市的な体制の整備」の観点から、特別支援学校や小・中学校等における支援機能や役割分担のあり方

これに加え、改革会議としては、

- ・ 障害のある子どもの保護者の意向の尊重
- ・ 障害の有無に関わらず、すべての人が生き生きと活躍できる共生社会の実現

といった観点から議論を重ねてきた。

2. 北九州市の特別支援教育の目指すべき方向性

推進プランの当面の目標は、平成22年度末までの短期的なものであるが、議論にあたっては、今後10年先の中長期的なビジョンが必要との観点から、その目指すべき方向性について議論を重ねた。

その結果、改革会議としては、推進プラン策定にあたり、今後の北九州市の特別支援教育が目指すべき方向性として、次の3点を示すこととする。

共生社会の形成に向け、障害者を包容するとともに、すべての子どもたちの健やかな成長に応える教育（インクルーシブな教育）の実現

特別支援教育全体に視点をあて、障害のある子どもたちの地域生活を支援していく関係機関との連携の充実

教職員、保護者、市民、関係機関への理解啓発の推進

これらは、障害の有無に関わらず、すべての人が生き生きと活躍できる共生社会の形成及び次に示す推進プランに向けた提言の基礎となるものである。

これらの方向性について、

「インクルーシブな教育」については、特別支援教育のあらゆる場面で貫かれるべき理念であり、個別の施策立案にあたって留意すべきものである。

「障害のある子どもたちの地域生活を支援していく関係機関との連携」については、

- ・ 学校にあっては、就学前からの情報の引継ぎや早期発見、早期支援に向けた支援体制の確立
 - ・ 家庭にあっては、保護者の意見を踏まえた柔軟性のある就学の実施
 - ・ 地域にあっては、ボランティアの活用
- といった施策に生かされるべきである。

「教職員、保護者、市民、関係機関への理解啓発」については、

- ・ 学校にあっては、教職員の特別支援教育に対する理解の促進と専門性の

向上

- ・ 家庭にあっては、保護者の理解促進と子育ての不安解消
- ・ 地域にあっては、市民、関係機関等への理解啓発とともに、多くの人との交流

といった施策に生かされるべきである。

このように、教育改革会議では、子どもをとりまく「学校」、「家庭」、「地域」（企業を含む）が、それぞれの役割と責任を自覚し、一体となってはぐくむことが大切であるとの考えの下、特別支援教育においても、方向性にそった具体の施策については、その役割を担うべき3者に視点をあてた提言を行う。

3.(仮称)北九州市特別支援教育推進プランに向けた提言

(1) 学校に視点をあてた提言

教職員への理解促進

今後は、幼稚園、保育所、小・中学校、特別支援学校、高等学校などの教職員等に、特別支援教育のあり方や特別な支援を必要とする子どもの理解、一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援などについて知らせること。

また、障害のない子どもへ働きかける教育を推進するため、障害者と共に活動する場の設定や障害のある子どもとの「交流及び共同学習」を積極的に進めること。

【考えられる取組】

- ・ 幼稚園教諭、保育士の特別支援教育への理解向上を図る研修の充実
- ・ 発達障害の子どもたちへの二次障害の防止に向けた正しい理解啓発
- ・ 障害のない子どもへ働きかける教育の推進
- ・ 障害者と共に活動する場の設定
- ・ 障害のある子どもとの「交流及び共同学習」の推進

特別支援教育コーディネーター等の人材確保と専門性の向上

校内支援体制の整備

今後は、子ども一人一人に生涯を見通した支援を行うために、すべての学校・園において、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置すること。

また、支援を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うために、特別支援教育コーディネーターの複数化や増員等も目指すこと。

【考えられる取組】

- ・ 不登校等、支援を必要とする子どもすべてを対象にした教育体制の構築
- ・ 特別支援教育コーディネーターの増員
- ・ 子どもと向き合う時間を確保する教員の配置と増員
- ・ 校内支援体制へのスクールカウンセラーの積極的活用
- ・ 障害の程度に応じた施設設備の充実

「個別の指導計画」の作成、「個別の教育支援計画」の策定

子ども一人一人の生涯を見通した支援の充実にあたっては、「個別の指導計画」の作成、「個別の教育支援計画」の策定が必要である。

今後は、小・中学校では、特別な支援を必要とする子どもに、個別の指導計画の作成、または、個別の教育支援計画の策定を行うこと。特別支援学校では、保護者や関係機関等との協働による個別の教育支援計画の策定を進めること。

【考えられる取組】

- ・ 個別の教育支援計画の策定と生涯にわたる支援の実施
- ・ 一人一人の教育的ニーズに応える柔軟な教育体制の構築
- ・ 個別の指導計画に基づく校内委員会の機能充実と教職員間の情報の共有化
- ・ 発達障害の子どもへの通常の学級における手厚い支援の実施
- ・ 障害のある小・中学生の放課後対策と長期休業日中の日中一時支援の充実

特別支援学級等の整備

今後も、引き続き、各障害種別に、子どもの状況や地域的な状況等を踏まえ、すべての小・中学校に特別支援学級を設置すること。また、通級指導教室の担当者の専門性を生かす中で、指導する障害種別を見直すこと。

併せて、特別支援学校に在籍する子どもの地域の小・中学校における(仮称)副学籍の検討を行うこと。さらに、特別支援学校の諸課題の解決に向け、学校の再編や新設等も含めて検討を行うこと。

【考えられる取組】

- ・ すべての小・中学校に特別支援学級の整備
- ・ 通級指導教室の整備
- ・ 特別支援学校の子どもの地域の小・中学校における(仮称)副学籍の検討
- ・ 特別支援学校等の整備の検討

市費講師(特別支援教育補助) ヘルパー等の配置

今後は、小・中学校等に在籍する障害のある子どもを対象に、学習面や生活面での適切な指導及び必要な支援を行うため、市費講師(特別支援教育補助) ヘルパー等を配置すること。

【考えられる取組】

- ・ 市費講師(特別支援教育補助)の配置の増員

- ・ 障害の程度に応じたヘルパーの配置
- ・ 保育所の保育士等配置の申請要件等の見直し・緩和の検討

医療・労働等の専門家の配置

今後は、子ども一人一人のニーズに応じた教育を推進するため、学校・園に教員免許を持たない専門家の配置を推進すること。

【考えられる取組】

- ・ 子どもと向き合う時間を確保する専門家の配置
- ・ 外部の専門家を活用した授業の実施
- ・ 就労促進に向けた関係機関との連携

特別支援教育コーディネーターの段階的養成研修の実施

今後も、引き続き、特別支援教育コーディネーターの段階的養成研修を実施し、各学校・園に複数名の特別支援教育コーディネーターを養成すること。また、特別支援教育の中核となる教員の養成を行うこと。さらに、他校の特別支援教育コーディネーターや地域の特別支援学級等のサポートができる教員の養成を行うこと。

【考えられる取組】

- ・ 特別支援教育コーディネーターにかかわる取組(役割の明確化、人材確保と育成、専門性の向上、専任化、計画的な異動)
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修をすべての教職員を対象とした基本研修化

指導力・実践力向上を目指す研修の実施

今後は、教員を対象とした基本研修や専門研修の内容は、特別な支援を必要とする子どもの理解から、支援のあり方や演習を伴うものへと発展的に設定していくこと。

また、保護者との信頼関係を築く教育相談的な内容も取り入れること。

【考えられる取組】

- ・ すべての教員への発達障害理解と対応への研修の充実
- ・ 保護者との信頼関係を築く専門性の向上
- ・ 大学と連携した指導力向上を目指す研修の実施
- ・ 短期派遣研修や社会体験派遣研修への派遣
- ・ 幼稚園、小・中学校における「特別支援教育指導事例集」の作成

特別支援学校教員採用枠の設定

今後も、引き続き、特別支援学校教員採用枠を設置し、専門教育を受けた教員を特別支援学校に採用すること。さらには、特別支援学級や通級指導教室設置校及び特別支援学校については、特別支援学校教諭免許保持者を配置すること。

【考えられる取組】

- ・ 特別支援学校教諭免許保持者の各学校・園1名配置

就学前からの情報の引継ぎと連携の強化

今後は、小学校へ入学する特別な支援を必要とする子どもについては、幼稚園等と小学校が、前年度中に連絡会議を行ったり、個別に就学に向けた手帳やノート等を作成したりすること。

【考えられる取組】

- ・ 就学前の情報の受け取りの工夫
- ・ 手帳やノートによる子どもの情報の引継ぎの実施
- ・ 小学校の校区を越えた幼稚園、保育所との連絡会議の実施
- ・ 卒業後に向けた個別移行支援計画等の作成

早期発見、早期支援に向けた支援体制の確立

全市的な相談支援体制の整備

今後は、市内を3地域（東部地域、中部地域、西部地域）に分け、地域の核となる特別支援学校を拠点として、福祉、労働等の関係機関との連携体制を作ること。

特に、発達障害を含め障害のある子どもの支援の充実を図ること。

【考えられる取組】

- ・ 障害の発見時からすぐに支援を開始できる弾力的な仕組みづくり
- ・ 幼稚園における発達障害の子どもへの支援の充実
- ・ 障害のある子どもの育て方へのサポートの充実
- ・ 地域での発達障害の子どもの見守りとサポートのあり方の充実
- ・ 地域の核となる特別支援学校に(仮称)特別支援相談室の設置

全市的な関係機関との連携体制の整備

今後は、全市的な教育支援体制の整備を検討し統括する組織として、広域特別支援連携協議会を活用していくこと。なお、保健福祉局が設置した発達障害者支援体制整備検討委員会と十分連携すること。

【考えられる取組】

- ・ 早期発見、早期支援の充実
- ・ 教育委員会と保健福祉局、その他関係機関との連携
- ・ 保護者相談における適切な関係機関への紹介と調整

(2) 家庭に視点をあてた提言

保護者への理解啓発

今後も、引き続き、保護者に、障害のある子どもたちのこと、特別支援教育の考え方や特別支援教育のあり方などについて知らせること。

その際、保護者の子育て等への不安解消のための取組を進めること。

【考えられる取組】

- ・ 保護者の不安解消のための理解啓発の推進

保護者の意見を踏まえた柔軟性のある就学の実施

今後も、引き続き、特別支援教育相談センターにおける就学相談にあたっては、保護者の意見を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

さらに、保護者に対し就学相談の正しい理解啓発に努めること。

【考えられる取組】

- ・ 就学相談における保護者の希望の尊重
- ・ 保護者の希望による就学時期や就学期間の柔軟な対応
- ・ 就学相談への正しい理解と啓発の推進
- ・ 障害の有無にかかわらず希望する幼稚園への入学

(3) 地域に視点をあてた提言

市民、関係機関への理解啓発

今後も、引き続き、市民、関係機関等に、障害のある子どもたちのこと、特別支援教育の考え方や特別支援教育のあり方を知らせること。また、就学相談への正しい理解啓発を行うこと。

さらに、多くの人と触れ合う「交流及び共同学習」を積極的に推進すること。

【考えられる取組】

- ・ 多くの人と触れ合う「交流及び共同学習」の推進
- ・ 就学相談への正しい理解と啓発の推進【再掲】

ボランティアの活用

今後は、教員が子どもと十分に向き合う時間を確保していくため、障害のある子どもの学習や学校生活上の支援を行うなど、特別支援教育のボランティアとして、若い世代を含めた地域の多様な人材を活用すること。

その際、ボランティアへ十分な情報提供を行い、ボランティア研修の場の整備に努めること。

【考えられる取組】

- ・ 子どもと向き合う時間を確保するボランティアの配置
- ・ 若い世代の活用等、地域のボランティアの裾野拡大への取組
- ・ 市民ボランティアへ学校からの十分な情報提供の実施
- ・ ボランティアの研修や学習の場の整備

北九州市特別支援教育の充実に向けて（概要）

共生社会の形成

障害の有無にかかわらず、すべての人が生き生きと活躍できる社会

提言

特別支援教育の目指すべき方向性

共生社会の形成に向け、障害者を包容するとともに、すべての子どもたちの健やかな成長に応える教育（インクルーシブな教育）の実現

特別支援教育全体に視点をあて、障害のある子どもたちの地域生活を支援していく関係機関との連携の充実

教職員、保護者、市民、関係機関への理解啓発の推進

北九州市特別支援教育推進プランへの提言

学校

教職員への理解促進

特別支援教育コーディネーター等の人材確保と専門性の向上

就学前からの情報の引継ぎと連携の強化

早期発見、早期支援に向けた支援体制の確立

家庭

保護者への理解啓発

保護者の意見を踏まえた柔軟性のある就学の実施

地域

市民、関係機関への理解啓発

ボランティアの活用

推進イメージ

本市特別支援教育の将来像

障害者を包容する教育
（インクルーシブな教育）

生涯を見通した支援

- ・ 関係機関等との連携
- ・ 個別の教育支援計画の策定

国際的な動向

「障害者の権利に関する条約」

平成19年9月
署名

(仮称)北九州市特別支援教育推進プラン（平成20～22年）

教員の専門性の向上と関係者への理解啓発

特別支援教育の場や教育環境の整備

一人一人の教育的ニーズに応える教育の推進

特別支援教育推進に向けた全市的な体制の整備

国の動向

「特別支援教育の推進について」

平成19年4月
通知

特別支援教育に関する提言(案)へ寄せられた意見

1 総論等への意見

提言のあり方について

- ・ 教育改革会議での提言は、北九州市特別支援教育推進プラン策定に向けた提言とする。

「インクルーシブ」という表現について

- ・ 「ほとんどの人が知らない言葉であること」「日本語で言い換えることが容易であること(「障害児と健常児と一緒に学び合う」)から普通の人をも巻き込む、分かりやすい言葉を使い、「インクルーシブ」という言葉は使用しない。

障害者等の表現について (p1、p5)

- ・ 提言中に「健常者」「障害者」「障害児」「障害のある子」「障害のない子」などの表現が混在しているので、表現を統一する。

2 各論への意見

保育所の位置づけについて (p7、p8、p9)

- ・ 保育所は、幼稚園とともに就学前の教育の場として位置づけられており、提言案では「幼稚園等」と表現してある中に保育所を含んでいると考えられるが、これを明確にするため「幼稚園・保育所等」という表現に改める。
- ・ また、保育所を所管する子ども家庭局を教育委員会との連携する機関として明確にする。

市費講師(特別支援教育補助) ヘルパー等の配置について (p6)

- ・ 公立幼稚園においても、特別支援教育のための加配等が必要である。
- ・ 特別支援教育に関するスクールヘルパーとの取り組みを幼稚園や保育所まで対象を拡げる。

保育士等配置の申請要件の見直し・緩和について（p7）

北九州市の保育所では、療育手帳が交付されない発達障害児についても児童相談所の判定で「保育上配慮を要する」との判定を受ければ障害児保育事業の対象児童としている。

児童相談所の判定を受けるにあたっては、保護者の同意が必要であり、保護者の同意のもとに「保育上配慮を要する」との判定があれば、障害児保育事業の対象としている。

現在、保育所では、児童の障害種別の多様化や、個別対応の困難さ、ボーダーの児童の増加や、障害の判定を拒否する保護者への対応などが苦慮されており今後の課題である。

このため、「保育士等配置の申請要件の見直し・緩和の検討」とあるのは、「保育所における障害児の早期発見、早期治療（療育）の必要性から、保護者への啓発や、障害児保育事業の対象範囲の検討」という表現にしてはどうか。